

国立市印鑑条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明の申請において、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を使用できるようにするため、条例の一部を改正するものである。

国立市印鑑条例の一部を改正する条例案

国立市印鑑条例（昭和 50 年 3 月国立市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 2 中「同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。次条において同じ。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。次条において同じ。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下この条において「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録

されているものに限る。）」を加え、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）」を「公的個人認証法」に改める。

第19条の3中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加える。

付 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。